

## 議案第2号

あきる野市組織条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

### 提案理由

行政事務の一層の効率化を図るため、規定を整備する必要がある。

あきる野市組織条例等の一部を改正する条例

(あきる野市組織条例の一部改正)

第1条 あきる野市組織条例(平成7年あきる野市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「環境経済部」を「環境農林部  
商工観光部」に改める。

第2条の表環境経済部の項中「環境経済部」を「環境農林部」に改め、同項第2号中「産業及び経済」を「農林業及び水産」に改め、同項第3号を削り、同項の次に次のように加える。

商工観光部

(1) 商工業に関すること。

(2) 観光に関すること。

(あきる野市林業構造改善事業協議会条例の一部改正)

第2条 あきる野市林業構造改善事業協議会条例(平成7年あきる野市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境経済部農林課」を「環境農林部農林課」に改める。

(あきる野市議会委員会条例の一部改正)

第3条 あきる野市議会委員会条例(平成7年あきる野市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「環境経済部」を「環境農林部、商工観光部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。